

城端中学校同窓会会則

第1条 (名称)

本会は城端中学校同窓会と称し、事務所を同校内に置く。

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦を篤くし、母校の教育振興や発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会はその目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と福祉に関すること
- (2) 母校との連絡調整や教育振興に関すること
- (3) 会報の発行と会員名簿の管理
- (4) その他必要と認めること

第4条 (会員)

本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本校卒業者
- (2) 準会員 本校在学者
- (3) 特別会員 本校の教職員及び旧教職員

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 各卒業回より若干名
- (4) 常任評議員 各地区より1名程度
- (5) 評議員 各地区より若干名
- (6) 監 事 若干名
- (7) 事務局長 1名

尚、必要に応じて相談役顧問、参与および事務局次長をおくことができる。

第6条 (役員を選出)

役員を選出方法は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長および監事は正会員中より総会において選出する。
- (2) 理事は正会員中より会長が委嘱し、役員会の承認を受ける。
- (3) 常任評議員は評議員の中から会長が委嘱し、役員会の承認を受ける。
- (4) 評議員は正会員中より会長が委嘱する。
- (5) 相談役、顧問、参与、事務局長、事務局次長は会長が委嘱する。

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、役員会および総会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理事は本会の会務を処理する。
- (4) 常任評議員は評議員会における重要事項について事前に調整し、円滑な運営に協力する。
- (5) 評議員は本会の事業について評議決定する。
- (6) 監事は本会の会計を監査する。
- (7) 相談役、顧問、および参与は本会の目的を達成するための諮問に応ずる。
- (8) 事務局は庶務および会計を担当する。
- (9) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはこれを代理する。

第8条 (役員)の任期)
役員)の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第9条 (会議)
本会には次の会議を置く。
(1) 総会は正会員中の出席者によって成立する。議事の可決は出席者の過半数とし、可否同数の場合は議長の決するところとする。
(2) 役員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じて開く。
但し、会長、副会長、監事、事務局長、事務局次長、および相談役、顧問、参与を常任役員として常任役員会を構成し、役員会に替えることができる。
(3) 理事会は理事と常任役員によって構成し、必要に応じて開く。
(4) 評議員会は常任評議員および評議員と常任役員によって構成し、必要に応じて開く。
但し、常任評議員と常任役員によって常任評議員会を開催し、必要に応じて本条1項、および第10条の総会に替えることができる。

第10条 (総会)
総会は原則として毎年1回これを開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第11条 (資金)
本会の運営費用は入会金、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第12条 (入会金)
本会の入会金は1,000円とし、納入は卒業の時とする。

第13条 (年度)
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 (会則の変更)
本会則の変更は役員会の審議を経て、総会の承認を得る。

付 則 本会則は昭和28年8月16日より施行する。

改 正 昭和37年度より入会金を100円とする。(昭和28年度は30円)
昭和44年度より入会金を200円とする。
昭和62年度より入会金を500円とする。
令和7年12月18日より規約の一部改正および入会金を1,000円とする。

【参考:第5条(役員)と第9条(会議)の関係】

会員・役職	第9条1項 第10条 総会	第9条2項 役員会	第9条2項但書き 常任役員会 (役員会代替)	第9条3項 理事会	第9条4項 評議員会	第9条4項但書き 常任評議員会 (総会代替)
正会員	✓					
準会員						
特別会員						
会長	✓	✓	✓	✓	✓	✓
副会長	✓	✓	✓	✓	✓	✓
理事	✓	✓		✓		
常任評議員	✓	✓			✓	✓
評議員	✓	✓			✓	
監事	✓	✓	✓	✓	✓	✓
事務局長・次長	✓	✓	✓	✓	✓	✓
相談役・顧問・参与	✓	✓	✓	✓	✓	✓